

山 中 理 司 様

情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

理 由 説 明 書 の 送 付 及 び 意 見 書 又 は 資 料 の 提 出 に つ い て (通 知)

下 記 1 の 諮 問 事 件 に つ い て、別 添 の と お り、当 審 査 会 に 諮 問 庁 か ら 提 出 さ れ た 理 由 説 明 書 の 写 し を 送 付 し ま す。

ま た、あ な た は、下 記 1 の 諮 問 事 件 に つ い て、情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 設 置 法 第 1 1 条 の 規 定 に 基 づ き、当 審 査 会 に 対 し、意 見 書 又 は 資 料 を 提 出 す る こ と が で き ま す が、当 審 査 会 に お い て、下 記 2 の と お り 提 出 期 限 を 定 め た の で、通 知 し ま す。

記

1 諮 問 事 件

諮 問 番 号 : 令 和 8 年 (行 情) 諮 問 第 6 5 3 号

事 件 名 : 閣 僚 記 念 撮 影 の 実 施 に 当 た り 当 日 の 進 行 等 が 記 載 さ れ た 文 書 の 不 開 示 決 定 (不 存 在) に 関 す る 件

2 意 見 書 又 は 資 料 の 提 出 期 限 等

① 提 出 期 限

令 和 8 年 7 月 3 日 (金)

② 提 出 方 法

任 意 の 様 式 に よ り 作 成 し た 書 面 を、持 参 す る か、郵 送、フ ァ ッ ク ス 又 は 電 子 メ ー ル で 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 事 務 局 に 提 出 し て く だ さ い。

ま た、提 出 さ れ た 意 見 書 又 は 資 料 は、情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 設 置 法 第 1 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 送 付 を し、又 は 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 閲 覧 を さ せ る こ と が あり 得 ま す の で、そ の 適 否 に つ い て の あ な た の お 考 え を、別 紙 「 提 出 す る 意 見 書 又 は 資 料 の 取 扱 い に つ い て 」 に 記 入 し、意 見 書 又 は 資 料 に 添 付 し て く だ さ い。

な お、別 紙 に お い て、諮 問 庁 に 対 し、送 付 を し、又 は 閲 覧 を さ せ る こ と に つ き 「 差 支 え が な い 」 旨 の 回 答 の あ っ た 意 見 書 又 は 資 料 に つ い て は、調 査 審 議 の 効 率 化、争 点 の 明 確 化 等 の 観 点 か ら、特 段 の 事 情 の な い 限 り、諮 問 庁 に 対 し、そ の 写 し を 送 付 す る こ と と し ま す の で、御 了 承 願 い ま す。

連 絡 先 : 総 務 省 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 事 務 局

〒 100-0014 東 京 都 千 代 田 区 永 田 町 1 - 1 1 - 3 9

永 田 町 合 同 庁 舎

電 話 : 0 3 - 5 5 0 1 - 2 8 7 9

フ ァ ッ ク ス : 0 3 - 3 5 0 2 - 7 3 5 0

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁
に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送
付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

[]

理 由 説 明 書

令和8年2月17日付け、内閣官房内閣総務官（以下「処分庁」という。）による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく不開示決定処分（令和8年2月9日付け閣総第62号。以下「原処分」という。）に対する審査請求については、下記の理由により、原処分維持が適当であると考えます。

記

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が令和8年1月7日付けで行った「令和7年10月21日の高市内閣発足時における閣僚記念撮影の実施にあたり、当日の進行、立ち位置、服装規定、撮影手順等が記載された一切の文書（次第、配置図、事務連絡、業者への仕様書等を含む。）」との行政文書開示請求（同月13日受付。以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、「本件対象文書については、作成又は取得しておらず、保有していない」ことを理由に不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人から、「本件不開示決定を取り消すとの決定を求める」との趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）が提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」旨主張している。

3 原処分の妥当性について

処分庁においては、本件開示請求を受け、行政文書ファイル等が保存されている執務室内、書庫、共有フォルダ等の探索を実施したが、本件開示請求に該当する文書（以下「本件対象文書」という。）の存在は確認できなかった。

また、本件審査請求を受け、処分庁において、改めて行政文書ファイル等が保存されている執務室内、書庫、共有フォルダ等の探索を実施したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

なお、処分庁においては、令和7年10月21日の閣僚の記念撮影の実施にあたり、閣僚の立ち位置を示した図を作成したが、当該行政文書は保存期間1年未満の行政文書に該当するものとして、使用目的終了後、遅滞なく廃棄しており、また、閣僚の立ち位置を示した図以外に本件対象文書を作成又は取得しておらず、本件対象文書を保有していないことから、原処分を行ったものである。

したがって、処分庁において文書を保有していないとして不開示決定を行った原処分は妥当である。

4 結語

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、原処分維持が適当であると考えます。

電子メールによる意見書等の提出方法について（御案内）

意見書、資料及び「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することが可能です。

電子メールで提出する場合は、以下の方法により御提出ください。（以下の方法に反して提出された場合は、意見書等として受け付けることができませんので、御留意ください。）

1 提出先電子メールアドレス

jyouhoukoukaishinsal@soumu.go.jp

注：電子メールの誤送信等については対応いたしかねますので、お間違えのないよう御注意ください。

2 件名及び本文の記載について

件名：令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する意見書

（※↑上記【令和〇年（〇〇）諮問第〇号】は「諮問番号」といい、あなたの審査請求に付された固有の番号になります。同封している書面「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出又は資料の提出について」の中程にある「1 諮問事件」欄に記載されておりますので、御確認ください。）

本文：（1）審査請求人氏名

（2）代理人氏名（選任されている場合に限る。）

（3）今後の審査会発出の文書について、電子メールでの送付を希望する／しない（※いずれかを記載）

（4）「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」の回答（※同封した用紙に回答を記入し、PDFファイルとして提出することも可能です。PDFファイルを提出される場合は、メール本文への記載は不要です。）

注1：電子メールでの送付を希望された方に対しては、以後、当審査会が発出する文書は全て電子メールにより送付します。希望されない方には、郵送により送付します。最初に電子メールでの送付を希望された場合、途中で郵送による送付への変更はできませんので御注意ください。

注2：メールはテキスト形式（文字データのみ）で作成してください。

3 意見書のファイル形式について

意見書は、あなたの主張を正確に把握する観点から、誤編集防止のため、PDFファイルで提出してください。

PDFファイル名は、「令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する意見書」としてください。

そのほかのファイル形式や電子メール本文への記載により提出された場合は、意見書として受け付けることはできません。

4 資料のファイル形式について

意見書と合わせて提出したい資料も、PDFファイルで提出してください。

PDFファイル以外の資料（動画、音声データ等）がある場合は、当該データを保存したCD-R等を持参又は郵送して提出してください。

なお、提出する資料には「令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する参考資料」などと明記してください。

5 受信可能な添付ファイルの容量について

当審査会で受信可能な添付ファイルの容量は、合計9MBですので、同容量を超えないように御留意ください。合計9MBを超える場合は、添付ファイルを分割して御提出いただくか、CD-R等に保存して御提出ください。

6 個別の諮問事件に関するお問合せについて

上記1の電子メールアドレスは意見書等の文書の送受信専用であり、個別の諮問事件に関するお問合せをいただいても回答することはできませんので御了承ください。